

	教育委員合意による修正案	事務局の考え方
1	7ページ、8ページ 「第2章 稲沢市の現状と課題」の「1 児童生徒数の推移と小規模化の進行」の「(4)学校が小規模化することの影響」について、メリットの数とデメリットの数と同じにする。	意見を踏まえ、同数になるよう修正します。
2	12ページ 「第2章 稲沢市の現状と課題」の「3 学校敷地の借地状況」について、現在ある借地を買い上げたり、新設の際には建設予定地を市有地とすることにより、借地ゼロを目指す旨を追記する。	P12の「3 学校敷地の借地状況」は、学校借地に係る本市の現状と課題を記載しているものであり、ここに今後の方針を記載することは考えておりません。 今後の方針については、P40「第5章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」(2)学校の設置場所」の説明文末尾「新たな用地を検討します」を「新たな用地の取得を原則とし、借地解消に努めますゼロを目指します。」とし、借地解消に向けた前向きな表記に修正します。
3	13ページ 借地解消基本方針「(1)新規建設の公共施設用地については、原則、借地を行わない。」中「原則」を削除するとともに、「借地料ゼロを目指します」にする。	借地解消基本方針は、既に定められている市全体の方針であり、教育委員会で修正することはできません。
4	40ページ P40「第5章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」(1)学校再編・統合の考え方」の説明文「～学校施設整備について丁寧に説明し、理解を得るよう」を「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」に合わせて、「理解と納得を得るよう」とする。	意見のとおり修正します。
5	40ページ P40「第5章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」(3)「通学距離」は半径1.5km以内(概ね2.5kmを上限)とし、これを超える場合はスクールバス等の通学支援を必ず実施し、保護者等の送迎の負担をなくします」にする。	通学支援は、現在徒歩通学している児童で最も通学距離が長い児童が2.5kmとなっていることを基本に考えています。このため、1.5kmに修正は行いませんが、表記を「概ね2.5kmの範囲内」から「実距離で2.5kmの範囲内」に修正します。スクールバス等の通学支援については事務局も必要と考えていますが、市議会による予算案の審議、議決を得て初めて事業の実施が可能になるという行政の仕組み上、計画の段階で「必ず」という文言を付すことは教育委員会の越権行為となりますので、 修正は行いません。できません。説明文の5行目からただし書きまでの文章を「実距離で概ね2.5kmの範囲内とします。学校再編・統合により実距離で概ね2.5kmを超える場合は、児童や保護者の負担軽減策として、スクールバスなどの通学支援を検討・実施します。」に修正します。

	教育委員合意による修正案	事務局の考え方
6	40ページ P40「第5章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」(4)「対象地域との合意形成」の説明文を「再編・統合にあたっては、対象地域の小学校区ごとに土日の休業日や平日の夕方などを活用して、丁寧に説明してまいります。また対象地区のまちづくり推進協議会や学校運営協議会、民生委員協議会など各種団体の求めに応じて説明のうえ、合意形成を図ります。その後、合意形成のできた対象地区には、地域協議会や学校開設準備委員会を立ち上げ、再編・統合のスケジュールやスクールバス導入も含めた通学の安全確保、跡地利用等を協議し、具体的な計画を進めてまいります。」にする。	説明会は土日を中心に開催したいと考えていますが、方針として具体的に記述することは考えていません。また、地域との合意形成については、次のとおり進めることとして、修正は行いません。 ①再編・統合の必要性について、保護者、地域の理解を得る…教育委員会主体 ②再編・統合について一定の理解をいただいた地区から、再編・統合の方向性やスケジュール、設置場所、通学支援のほか跡地利用等について協議する(仮称)地域協議会を立ち上げ、再編・統合に向けた協議、合意形成を図る…保護者、地域、市、教育委員会主体 ③(仮称)地域協議会での協議が整い、新しい学校の建築に向けた設計に着手する際には、教育課程や教育目標、校名、校歌等について(仮称)学校開校準備委員会で協議…保護者、地域、教育委員会、学校主体
7	別表2「標準規模に向けた対応策」 祖父江中学校区の6小学校は、…標準規模に満たないため、6校を2校、もしくは、今後の児童数の推移を見ながら、6校を1校に再編・統合」中「今後の児童数の推移を見ながら」を削る。	意見のとおりに修正します。

	教育委員からの御意見	事務局の考え方
1	39ページ P39「第5章 学校施設整備基本方針」の「1 学校施設整備」(3)「標準規模」について、小学校が12学級以上なのに中学校が6学級以上なのは整合性がない。小学校も中学校も9学級以上とすべきではないか。	小学校と中学校では学年数が違うため、小中学校ともクラス替えができるよう、少なくとも1学年あたり2学級以上とすることとしたものです。「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」の基本的な考え方に沿いませんので、修正は行いません。
2	40ページ P40「第5章 学校施設整備基本方針」の「2 学校再編・統合」(1)「学校再編・統合の考え方」について、小学校だけが統廃合対象で、中学校は統廃合しないというのはおかしくないか。中学校も統廃合対象とすべきである。	計画案のP40では、「なお、中学校では、現段階においては、標準規模に満たない学校は発生しない推計のため、今後の推移に基づいて検討することとします。」としており、中学校についても老朽化した校舎の建替えの時期に標準規模に満たないのであれば、学校再編・統合も含めて検討することになります。別表2中の表記も、そのことが分かるように修正します。